静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区 の指定(平成29年静岡県告示第759号)の一部を変更するため、静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静 岡県規則第31号)第2条の3第4項の規定において準用する同条第2項の規定により、次のとおり公告し、 当該保全地区の指定の変更の案を2週間公衆の縦覧に供する。

なお、同規則第2条の3第3項の規定により、当該保全地区の住民、当該保全地区において屋外広告物を 表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理す る者及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された当該保全地区の指定の変更の案につ いて、知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月14日

静岡県知事 川勝平太

- 1 広告景観保全地区の名称 伊豆西南海岸広告景観保全地区
- 2 指定の変更の案

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定(平成29年静岡県告示 第759号)の一部を次のように改正する。

別紙(伊豆西南海岸広告景観保全地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に 関する基準)の1(1)ア(7)b中

ウ 電柱、街 (7) 突き出すもの

灯柱その他 これらに類

するもの (消火栓標

識柱を除 く。) を利

用するもの

- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メート ル以下であること。
- c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上 では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道 と車道の区別のない道路上では、広告物を表示し てはならない。
- d 個数は、1本につき1個であること。
- (4) 巻き付けるもの
 - a 高さは、地上5メートル以下であること。
 - b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メート ル以内であること。

を

[

- ウ 電柱、街 (7) 突き出すもの
 - a 高さは、地上5メートル以下であること。
 - b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メート ル以下であること。
 - c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、広告物を表示してはならない。
 - d 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。
 - e 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1 本につき1個であること。
 - (4) 巻き付けるもの
 - a 高さは、地上5メートル以下であること。
 - b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メート ル以内であること。

に改める。

3 縦覧の場所

静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課(〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号) 静岡県下田土木事務所都市計画課(〒415-0016 下田市中531-1)

4 縦覧の期間及び時間

令和2年2月14日から令和2年2月27日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 5 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書提出者の氏名、住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び電話番号
 - (2) 利害関係人にあっては、利害関係の内容
 - (3) 伊豆西南海岸広告景観保全地区の指定の変更の案に対する意見
- 6 意見書の提出期限、提出方法及び提出先
 - (1) 提出期限 令和2年2月27日
 - (2) 提出方法 持参又は郵送
 - (3) 提出先 縦覧の場所と同じ。

╛